給与支払者向け　定額減税説明会のご案内

令和６年度税制改正の大綱により、令和６年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）を実施することとされ、令和６年６月１日以降最初に支払う給与等から源泉徴収を行う際に定額減税を行うこととなります。そこで、源泉徴収義務者（給与支払者）の方が定額減税への理解を深めた上で、準備や対応を進めていただけるよう以下のとおり説明会を開催します。

○　説明会開催日程等（事前予約制）

開催日	時間	開催場所		定員	予約方法
令和6年3月28日（木）	14時00分～15時30分	城東区民センター 大阪市城東区中央3−5−45	4階 大会議室1・2	各回60名	LINEアプリによる予約 友だち追加 LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加 国税庁
令和6年4月11日（木）	14時00分～15時30分				
令和6年4月24日（水）	14時00分～15時30分				
令和6年5月14日（火）	10時00分～11時30分	城東税務署 大阪市城東区中央2-14-29	4階 大・小会議室		
令和6年5月14日（火）	14時00分～15時30分				
令和6年5月31日（金）	14時00分～15時30分				

○　ＬＩＮＥアプリを利用した説明会事前申込方法

STEP 1
「トーク」画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択

STEP 2
「定額減税の説明会に申し込む（源泉徴収義務者の方）」を選択

STEP 3
説明会会場や来場希望日時を選択

STEP 4
内容を確認して「申込」をタップすれば完了

○　ＬＩＮＥアプリを利用できない場合は、電話で申し込むことも可能です。
城東税務署代表電話番号：06-6932-1271
自動音声案内で「２」を選択の上、法人課税第一部門へお電話ください。

○　駐車可能台数が少ないため、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

○　３月中旬に国税庁から送付したパンフレットをご持参ください。お手元にない場合は、こちらからダウンロードをお願いします。
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf

定額減税の制度の詳細につきましては、
国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）の「定額減税特設サイト」をご覧ください。

城東税務署